

群馬県市町村会館管理組合公告式条例

昭和47年4月1日

条例第2号

改正 平成5年6月8日条例第1号

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第16条の規定に基づく条例、規則その他の規程の公布又は公表については、この条例の定めるところによる。

(条例の公布)

第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨及び年月日を記入して、その末尾に管理者が署名しなければならない。

2 条例の公布は、市町村への送付をもって行う。

(規則に関する準用)

第3条 前条の規定は、規則に準用する。

(規程の公表)

第4条 規則を除くほか、管理者の定める規程を公表しようとするときは、公表の旨、年月日及び管理者名を記入して、管理者印を押さなければならない。

2 第2条第2項の規定は、前項の規定に準用する。

(その他の規則及び規程の公表)

第5条 第2条の規定は、議会の会議規則及び傍聴人規則その他組合の機関の定める規則で、公表を要するものには準用する。この場合において、第2条中「管理者」とあるのは、「当該機関又は当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。

2 前条の規定は、組合の機関の定める規程で、公表を要するものに準用する。この場合において、同条第1項中「管理者」とあるのは、「当該機関又は当該機関の代表者」と読み替えるものとする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附則

この条例は、平成5年6月8日から施行する。